

○山北町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則

平成3年12月20日

規則第8号

改正 平成8年3月8日規則第4号

平成11年3月31日規則第8号

平成11年10月1日規則第21号

平成18年9月29日規則第23号

平成19年6月27日規則第40号

平成24年3月30日規則第15号

平成25年3月19日規則第10号

平成26年8月22日規則第12号

平成28年3月31日規則第14号

(目的)

第1条 この規則は、山北町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成3年山北町条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(条例第2条第1項の規則で定める程度の障害の状態及び学校)

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第1のとおりとする。

2 条例第2条第1項に規定する規則で定める学校は、別表第2のとおりとする。

(条例第2条第2項の規則で定める児童の状態)

第3条 条例第2条第2項に規定する規則で定める児童の状態は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 児童を監護しない父又は母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が第4条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。

(2) 父又は母の配偶者に養育されているとき。ただし、その者が第4条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。

(条例第2条第2項第3号の規則で定める程度の障害の状態)

第4条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第3のとおりとする。

(条例第2条第2項第5号の規則で定める児童)

第5条 条例第2条第2項第5号に規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

(1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童

- (2) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (3) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (4) 前号に該当するかどうか明らかでない児童

(条例第3条第1項の規則で定める医療保険各法)

第6条 条例第3条第1項に規定する規則で定める医療保険各法は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (6) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

(条例第3条第2項の規則で定める医療助成事業)

第7条 条例第3条第2項第3号に規定する医療助成事業は、山北町重度障害者医療費助成事業とする。

(条例第4条第1項の規則で定める額)

第8条 条例第4条第1項に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる児童の養育者を除くひとり親等にあつては別表第4のとおりとし、次の各号に掲げる児童の養育者にあつては別表第5のとおりとする。

- (1) 条例第2条第2項第1号又は第4号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (2) 第5条第2号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 第5条第3号に該当する児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- (5) 第5条第4号に該当する児童

2 前項の場合において、ひとり親等（父又は母に限る。）の監護する児童が父又は母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、当該費用の金額の100分の80に相当する金額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）については、当該ひとり親等が支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。

3 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める額は、別表第6のとおりとする。

(条例第4条第1項の所得の範囲)

第9条 条例第4条第1項に規定する所得の範囲は、前々年の所得のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（都が同法第1条第2項の規定に

よって課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。) についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第31条に規定する母子家庭自立支援給付金及び第31条の10に規定する父子家庭自立支援給付金(第10条第1項において「母子家庭自立支援給付金等」という。)に係るものを除く。)及びひとり親等(父又は母に限る。)がその監護する児童の父又は母からの当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益(当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。第10条第1項において同じ。)に係る所得とする。

(条例第4条第1項の所得の額の計算方法)

第10条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その年の4月1日の属する年度(以下「当該年度」という。)分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額(母子家庭自立支援給付金等に係るものを除く。)、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額並びにひとり親等(父又は母に限る。)がその監護する児童の父又は母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)の合計額から8万円を控除した金額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定により計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

(2) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者1人につき、27万円(当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円)

(3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者(父及び母を除く。)については、27万円(当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合には、35万円)

(4) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円

(5) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額

(6) 前々年分の所得税につき、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第12条第1項の規定によりなおその効力を有するとされる同法による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第24条に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額

（条例第4条第2項の規則で定める特例）

第11条 条例第4条第2項に規定する特例は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具、その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権、その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた月から翌年の12月31日までは、前々年における当該被害者の所得に関しては条例第4条第1項の規定を適用しないものとする。

（条例第5条の医療証の交付申請）

第12条 条例第5条の規定による申請は、ひとり親家庭等医療費助成事業医療証交付申請書（現況届）（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 医療保険各法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類
- (2) ひとり親家庭等認定調書（様式第2号）
- (3) 世帯の状況を証する書類
- (4) 世帯全員の住民票記載事項に関する証明書
- (5) ひとり親等及び扶養義務者等の前々年の所得の状況を証する書類

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者（以下「児童扶養手当受給者」という。）が、児童扶養手当証書を提示するときは、前項第2号から第5号の書類の添付を省略することができる。

3 町長は、条例第5条の規定により申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したときは福祉医療証（様式第3号）（以下「医療証」という。）を交付し、同条に規定する対象者でないと決定したときはひとり親家庭等医療費助成事業医療証交付申請却下決定通知書（様式第4号）により通知する。

（医療証の有効期限）

第13条 医療証の有効期限は、毎年12月31日までとし、1月1日に更新する。

（医療証の返還）

第14条 対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を町長に返還しなければならない。

（医療証の再交付）

第15条 対象者は、医療証を破り、汚し又は失ったときは、ひとり親家庭等医療費助成事業医療証再交付申請書（様式第5号）により町長に医療証の再交付を申請することができる。

2 医療証を破り、又は汚したときの前項の申請には、その医療証を添えなければならない。

3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を町長に返還しなければならない。

（条例第7条の助成の方法の特例）

第16条 条例第7条第2項に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

（1） 医療保険各法により対象者に係る医療費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。

（2） 前号に定める場合のほか、町長が特別に必要があると認めたとき。

2 条例第7条第2項に規定する方法により医療費の助成を受けようとするひとり親等は、医療を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内にひとり親家庭等医療費助成事業医療助成費支給申請書（様式第6号）により町長に申請しなければならない。

3 前項の申請には、第1項の療養費又は家族療養費の支給を証する書類を添付しなければならない。ただし、町が国民健康保険法による保険者として対象者に係る療養費を支給する場合における申請についてはこの限りでない。

（条例第8条の規則で定める届出）

第17条 条例第8条第1項の規則で定める届出は、ひとり親家庭等医療費助成事業申請事項変更（消滅）届（様式第7号）に医療証を添えて行わなければならない。

2 条例第8条第2項の規則で定める届出は、ひとり親家庭等医療費助成事業医療証交付申請書（現況届）（様式第1号）に認定調書並びにひとり親等及び扶養義務者等の前年の所得を証する書類を添えて、毎年11月1日から12月15日までに行わなければならない。ただし、児童扶養手当受給者が引き続き手当を受けられるときは、届出を省略することができる。

（受給資格消滅の通知）

第18条 町長は、対象者が条例第3条に規定する資格要件に該当しなくなったと認めるときは、ひとり親家庭等医療費助成事業受給資格消滅通知書（様式第8号）により、当該対象者であったものに通知する。ただし、対象者が死亡した場合は、この限りでない。

（添付書類の省略）

第19条 町長は、この規則により申請書又は変更届若しくは現況届に添付する書類により証明する事項を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成8年規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年規則第8号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年規則第40号）

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年規則第10号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第12号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第14号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、第1条の規定による改正前の山北町情報公開条例施行規則、第3条の規定による改正前の山北町個人情報保護条例施行規則、第5条の規定による改正前の山北町印鑑条例施行規則、第6条の規定による改正前の山北町交通災害見舞金条例施行規則、第7条の規定による改正前の山北町予算決算会計規則、第8条の規定による改正前の山北町砂利採取税条例施行規則、第9条の規定による改正前の山北町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則、第10条の規定による改正前の山北町児童福祉法施行細則、第11条の規定による改正前の山北町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例施行規則、第12条の規定による改正前の山北町保育の利用に関する規則、第13条の規定による改正前の山北町子ども手当事務処理規則、第14条の規定による改正前の山北町小児医療費の助成に関する条例施

行規則、第15条の規定による改正前の山北町身体障害児に係る補装具の交付等に関する規則、第16条の規定による改正前の山北町心身障害児等に係る日常生活用具の給付等に関する規則、第17条の規定による改正前の山北町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則、第18条の規定による改正前の山北町老人医療事務取扱細則、第19条の規定による改正前の山北町身体障害者福祉法施行細則、第20条の規定による改正前の山北町重度障害者医療費助成条例施行規則、第21条の規定による改正前の山北町知的障害者福祉法施行細則、第22条の規定による改正前の山北町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第23条の規定による改正前の山北町町営住宅条例施行規則、第24条の規定による改正前の山北町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する規則及び第25条の規定による改正前の山北町下水道排水設備指定工事店規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1（第2条関係）

- 1 両眼の視力の和が0.08以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 4 そしゃく機能を欠くもの
- 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 6 両上肢の親指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 7 両上肢の親指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 9 一上肢のすべての指を欠くもの
- 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 11 両下肢のすべての指を欠くもの
- 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯

正視力により測定する。

別表第2（第2条関係）

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校及び中等教育学校の後期課程（同法第58条第1項に規定する専攻科及び別科は除く。）
- 2 学校教育法第1条に規定する高等専門学校（第4学年以上の者を除く。）
- 3 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の高等部
- 4 学校教育法第125条第1項に規定する専修学校の高等課程
- 5 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校のうち外国人学校高等部

別表第3（第4条関係）

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき、初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの

（備考） 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力により測定する。

別表第4（第8条関係）

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	1,920,000円
1人以上	1,920,000円に、当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した

	額（所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）があるときは、当該特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）1人につき150,000円をその額に加算した額）
--	---

別表第5（第8条関係）

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に、扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）

別表第6（第8条関係）

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に、扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）

様式第1号(第12条・第17条関係)

(表)

① ひとり親家庭等医療費助成事業
医療証交付申請書(現況届)兼受給者台帳

① 申 請 者	(ふりがな) 氏 名	()	男 女	生 年 月 日	年 月 日生			
	住 所	〒						
	職 業		勤 務 地	電話 ()				
	勤 務 先所在地							
	生活保護 受給状況	受給(年 月 日から)・ 非受給	児 童 扶 養 手 当 の 受 給 状 況	受給(年 月 日) から・ 非受給				
②	ひとり親家庭 等となった理 由	ア (父、母)死亡 イ 離婚 ウ (父、母)障害 エ (父、母)生死不明 オ (父、母)遺棄 カ (父、母)拘禁 キ 未婚の母で父がない ク キかどうか不明 ケ 父母死亡 コ その他()						
③ 家 族 の 状 況	(ふりがな) 氏 名	生年月日	続 柄	男 女	同居 別居 の別	監護又は養 育を始めた 年月日	障害者医 療の助成 の有無	*対象の(受 給者番号) 非対象の別
			申請人 本 人	男 女			有 無	() 非対象
				男 女	同居 別居		有 無	() 非対象
				男 女	同居 別居		有 無	() 非対象
				男 女	同居 別居		有 無	() 非対象
				男 女	同居 別居		有 無	() 非対象
④ 児 が 童 あ い る 障 と 害 き	氏 名	障 害 名	* 障 害 確 認 の 内 容					
			確認書類	手帳等の番号	等 級	発 行 者		
	〔注〕 確認書類欄は次の書類番号を記入すること〔 1 身障手帳 2 療育手帳 3 診断書 4 特別児童扶養手当 5 その他() 〕							
⑤ 歳 以 後 が 18 学	氏 名	学 校 名	学 校 種 別	課 程	学 年	*在学証明		

⑥ 加 入 医 療 状 況	保 險 の 種 類	1 国保 2 組合 3 政管 4 船員 5 共済					
	被保険者(事業主・組 合員)氏 名		申 請 者 と の 続 柄				
	被保険者証記号番号		保 険 者 名	符 号	名 称		
	保険者所在地	〒 電話 ()					
	付加給付の有無						
所 得 の 状 況	年分所得		⑦申請者	⑧配偶者	⑨ 扶養義務者		
	氏 名						
	⑩控除対象配偶者及び扶養 親族の合計数(うち老人扶 養親族の数)		(人)	(人)	(人)	(人)	
	⑪上記以外で前々年の12月 31日において申請者に よって生計を維持してい る児童		人				
	*⑫ 所 得 額		円	円	円	円	
	控 除	⑬障害者である 控除対象配偶 者及び扶養親 族の数	障 障	(人) 円	(人) 円	(人) 円	(人) 円
			特障	(人) 円	(人) 円	(人) 円	(人) 円
	額	⑭ 障害者・特別障害 者・若年者・寡婦(寡 夫)・勤労学生の別		(障 特障 若 寡 勤) 円	(障 特障 若 寡 勤) 円	(障 特障 若 寡 勤) 円	(障 特障 若 寡 勤) 円
		⑮ 他の 控除		円	円	円	円
	⑯社会保険料等相当額		80,000 円	80,000 円	80,000 円	80,000 円	
	⑰控 除 額 計		円	円	円	円	
	*⑱控除後の所得額		円	円	円	円	
	*⑲ 所 得 限 度 額		円	円	円	円	
* 提 出 認 書 方 法	世帯の状況を証する書類〔添付 児童扶養手当証書 公簿確認〕 住民票記載事項証明書〔添付 児童扶養手当証書 公簿確認〕 所得証書〔添付 児童扶養手当証書 公簿確認〕 調書〔添付 児童扶養手当証書 公簿確認〕 健康保険証〔提示 公簿確認〕						
上記のとおり、ひとり親家庭等医療費助成事業の 医療証の交付を申請します。 現状を届出します。 年 月 日 山 北 町 長 殿 住所 氏名							

印

(裏)

[記入上の注意]

1 ①の欄

(1) 「氏名・生年月日・住所」欄は、戸籍又は住民票(外国人は登録済証明書)に記載されているとおりに記入して下さい。現住所と住民登録地が違うときは、現住所を()書きで記入して下さい。

(2) 「生活保護、児童扶養手当」受給状況欄は該当するものを○で囲み、受給している場合には、受給開始年月日を記入してください。

2 ②の欄

ひとり親家庭等となった事由について、該当する記号を○で囲んでください。

3 ③の欄

申請書及び児童について記入してください。

4 ④の欄

児童に障害があるときは、氏名と障害名を記入してください。

5 ⑤の欄

児童が18歳に達した年の年度末以後も高等学校等に在学する場合、氏名と学校の内容を記入してください。

6 ⑥の欄

「保険の種類」欄は、該当する番号を○で囲んでください。

「国保」は国民健康保険、「組合」は組合管掌健康保険、「政管」は政府管掌健康保険、「船員」は船員保険、「共済」は国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合の略です。

7 ⑧の欄

事実上婚姻関係にある配偶者を含みます。

8 ⑨の欄

あなたと生計を同じくしている(あなたが養育者であるときは、あなたの生計を維持している)あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。

9 ⑩の欄

地方税法に定める控除対象配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。なお、地方税法に定める老人扶養親族があるときは、その人の数を()内に再掲してください。

10 ⑪の欄

当該児童がいる場合は、児童名、児童の生年月日、続柄、住所及び同居、別居の別を提出してください。児童とは、地方税法に定める扶養親族以外の18歳未満の児童(障害者の場合は20歳未満の者)をいいます。

11 ⑫の欄

新規申請の場合は前々年、現況届の場合は前年の都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額及び長期・短期譲渡所得金額の合計額ですが、額の記入は必要ありません。

12 ⑬の欄

⑨の欄の控除対象配偶者、扶養親族のうち、地方税法に定める障害者及び特別障害者である人の数を記入してください。

13 ⑭の欄

該当者が地方税法に定める障害者、特別障害者、寡婦(寡夫)又は勤労学生であるときに、該当するものを○で囲んでください。

14 ⑮の欄

地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除等を受けているときの控除額等を記入する欄です。

15 この申請書(現況届)に添えていただく書類は次のとおりです。

- (1) あなたと児童の健康保険証
- (2) 世帯の状況を証する書類
- (3) 世帯全員の住民票記載事項に関する証明書(続柄表示のあるもの)
- (4) 本年1月2日以後現住所に転入された方は、前の住所地の市長村長の所得証明書
- (5) 認定調書
- (6) ④記入の場合確認書類、⑤記入の場合在学証明書
- (7) 児童扶養手当を受けている方は、児童扶養手当証書(児童扶養手当証書を提示できる方は上記(2)～(6)の書類は必要ありません。)

16 この申請書(現況届)についてわからないことがありましたら、担当の職員におたずねください。

様式第2号(第12条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄ア死亡に該当する場合)

死亡した児童の 父又は母の氏名	
死亡年月日	年 月 日
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

山北町長 殿

住所

氏名



様式第2号(第12条関係)

① ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄イ離婚に該当する場合)

1 婚姻を解消した場合

婚姻を解消した 児童の父又は母の氏名	
婚姻を解消した年月日	年 月 日
その他参考事項	

2 事実上の婚姻を解消した場合

婚姻を解消した 児童の父又は母の氏名	
事実婚開始年月日	年 月 日
婚姻関係にあった ときの住所	
事実婚解消年月日	
解消理由	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
山北町長 殿

住所
氏名



様式第2号(第12条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄ウ障害に該当する場合)

障害の状況にある 児童の父又は母の氏名		
障 害 名		
確 認 方 法	確 認 書 類	1 身障手帳 2 療育手帳 3 診断書 4 その他
	手帳等の番号	
	等 級	
	発 行 者	
そ の 他 参 考 事 項		

上記の障害確認が診断書による場合

就 労 状 況	1 就労している 2 就労していない (理 由) 3 現在休職中 (休職期間)
日 常 生 活 状 況	1 介 護 状 況(常時監護が必要・その他) 2 身辺処理状況(手助けが必要・その他)
通 院 等 の 状 況	通 院 月平均 回 過去1年間の入院暦 回延 日間

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
山 北 町 長 殿

住所
氏名

㊦

様式第2号(第12条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄エ生死不明に該当する場合)

生死が明らかでない 児童の父又は母の氏名	
生死が明らかでない期間	年 月 日から現在まで
生死が明らかでない状況	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
山北町長 殿

住所
氏名

㊦

様式第2号(第12条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の才遺棄に該当する場合)

遺棄している父又は母の氏名	
遺棄の期間	年月日から引き続き現在まで
遺棄している父又は母と児童との関係	1 実父(実母) 2 義父(母) 3 認知した父
遺棄の区分	1 父親が家出 2 母親が家出
遺棄している児童の父又は母の行方	1 不明 2 判明 住所 電話
子供の安否を気遣う電話、手紙等の連絡	1 無 2 有 (頻度)
仕送り	1 無 2 有 定期的 月 円 時々 1回 円 年 月まで有りその後無し
警察、親類への捜索依頼	1 無 2 有 (年 月 警察署届出)
離婚の意思	1 無 2 有 3 現在はないが将来は考えたい
離婚後の児童の養育	1 母親 2 父親
遺棄している児童の父又は母の酒乱又は暴力行為	1 無 2 有
遺棄している児童の父又は母の異性関係	1 無 2 有
遺棄している児童の父又は母の犯罪行為	1 無 2 有
遺棄している児童の父又は母のサラ金業者からの借金	1 無 2 有
遺棄している児童の父又は母の住民登録	1 無 2 有 (抹消予定 年 月 日)
生計維持方法	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

山北町長 殿

住所

氏名

㊦

様式第2号(第12条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄カ拘禁に該当する場合)

拘禁されている児童 の父又は母の氏名	
拘 禁 期 間	年 月 日から 年 月 日までの予定
添 付 書 類	別添 拘禁証明書
そ の 他 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

山 北 町 長 殿

住所

氏名

㊦

様式第2号(第12条関係)

① ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄キ未婚の母で父がないに該当する場合)

父の状況	1 不明 (理由) 2 判明 氏名 住所 妻の有無 1 有 2 無
子供の安否を 気遣う電話、手 紙	1 有 (1) 時々有り(月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し 2 無
子供の安否を 気遣う訪問	1 有 (1) 時々有り(月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し 2 無
仕送りの状況	1 有 (1) 定期的に有り(月 万円) (2) 時々有り (月 万円) (3) 年 月まで有りその後無し 2 無
認知の予定	1 有 (年 月頃) 2 無 (理由)
生計維持方法	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
山北町長 殿

住所
氏名



様式第2号(第12条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄ケ父母死亡及びコその他に該当する養育者の場合)

児童の父の状況	1 死亡(年 月 日死亡) 2 その他
児童の母の状況	1 死亡(年 月 日死亡) 2 その他
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

山北町長 殿

住 所

氏 名

㊦

様式第3号(第12条関係)

(第1面)

㊦ 福祉医療証	
住所	
氏名	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
一部負担金	入院 1日につき 円 入院外 受診等 1日につき 円 調剤 円 ※一部負担金を徴収しない場合、0円と記載しています。
次の受給者は、山北町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例により医療費の一部を山北町が助成するものであることを証明する。 山北町長 ㊦	
交付年月日	年 月 日

(第2面)

受給者番号・氏名					備考			
負担者番号	8	5	1	4	0	5	9	8
受給者番号								
負担者番号	8	5	1	4	0	5	9	8
受給者番号								
負担者番号	8	5	1	4	0	5	9	8
受給者番号								

(第3面)

受給者番号・氏名					備 考			
負担者番号	8	5	1	4	0	5	9	8
受給者番号								
負担者番号	8	5	1	4	0	5	9	8
受給者番号								
負担者番号	8	5	1	4	0	5	9	8
受給者番号								

(第3面の裏)

ご 注 意	
<ol style="list-style-type: none">1. この証は、健康保険の自己負担分を助成する証ですから、大切にしてください。2. 健康保険の対象外の費用は、本制度の対象ではありません。3. この制度による診療をお受けになるときは、必ずこの証と被保険者証を一緒に、取扱い病院等の窓口へ提出してください。4. この証は、県内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。ただし、県外の病院等では使えませんので、健康保険の自己負担分を病院等で支払ったうえ、その領収書等を添付して、下記の窓口へ医療費の支給を申請してください。5. 受給者の資格がなくなったときや、有効期間を経過したときは、この証を下記の窓口にお返してください。6. 氏名、住所、健康保険などに変更があったときは、下記の窓口へこの証を添えて届け出てください。7. この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、下記の窓口で再交付を受けてください。8. 偽り、その他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全額又は一部を返還しなければならないことがあります。	
問合せ先 山北町役場 福祉課 電話 0465(75)3644	

様式第4号(第12条関係)

①ひとり親家庭等医療費助成事業
医療証交付申請却下決定通知書

番 号
年 月 日

殿

山北町長

印

年 月 日付けで申請のありました医療証の交付について審査しましたが、次の理由でひとり親家庭等医療費助成事業の対象者となりませんので通知します。

氏 名

理 由

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、山北町長に対して審査請求をすることができます。

様式第5号(第15条関係)

① ひとり親家庭等医療費助成事業
医療証再交付申請書

年 月 日

山北町長 殿

住 所
氏 名

②

下記の理由により、ひとり親家庭等医療費助成事業の医療証の再交付を申請します。

医療証番号

負担者番号								
受給者番号								

医療証交付年月日

年 月 日

申請理由

- 1 なくした 2 破いた 3 汚した 4 その他
(具体的に書いてください)

様式第6号(第16条関係)

① ひとり親家庭等医療費助成事業
医療助成費支給申請書

支給決定額	*	円
-------	---	---

負担者番号								世帯主組合 員／被保険 者氏名	
受給者番号									
保険の 種類	1 国保 4 日雇	2 組合 5 船員	3 政管 6 共済	被保険者証記 号 番 号					
保険者名	符 号			名 称					
対 象 者 氏 名					生年月日			年 月 日	
申 請 の 種 類	1 一般 5 移送	2 歯科 6 補装具	3 薬剤 7 その他	4 看護					
入院・入院外の別									
診療等を受けた期間									
医 療 費 総 額									
支 給 申 請 額									
病 院 等 の 名 前 所 在 地									
申 請 の 理 由 (詳細に記入)									
支給額は、下記の口座にお振込み下さい									
振 込 先 金 融 機 関	銀 行	店	1 普通	口座番号					
			2 当座	口座番号					
上記のとおり、ひとり親家庭等医療費助成事業の医療助成費の支給を申請します。									
年 月 日									
山 北 町 長 殿									
住 所									
氏 名									
①									

- (備考)1 *印欄は記入しないでください。
2 番号をつけてある欄は、該当の番号を○で囲んでください。
3 町の国民健康保険以外の保険に加入している方は、保険の療養費支給決定通知書又は領収書を添えて申請してください。なお、保険で附加給付のある場合は申し出てください。

様式第8号(第18条関係)

⑧ ひとり親家庭等医療費助成事業
受給資格消滅通知書

番 号
年 月 日

殿

山北町長

印

次のとおり、ひとり親家庭等医療費助成事業の受給資格が、消滅しましたので通知します。

- 1 消滅者氏名
- 2 消滅した年月日 年 月 日
- 3 消滅した理由

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、山北町長に対して審査請求をすることができます。

様式第1号 (第12条・第17条関係)

様式第2号 (第12条関係)

様式第2号 (第12条関係)

様式第2号 (第12条関係)

様式第2号 (第12条関係)

様式第2号 (第12条関係)

様式第2号 (第12条関係)

様式第2号 (第12条関係)

様式第2号 (第12条関係)

様式第3号 (第12条関係)

様式第4号 (第12条関係)

様式第5号 (第15条関係)

様式第6号 (第16条関係)

様式第7号 (第17条関係)

様式第8号 (第18条関係)